



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年2月5日金曜日 第2745号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課).....	52
解除予定保安林(2件).....	(森林整備課).....	53
公有水面埋立承認の出願.....	(港湾海岸課).....	53
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	(").....	54
都市計画の変更(追加)案の縦覧(2件).....	(都市計画課).....	54
開発行為に関する工事の完了(5件).....	(中予地方局建築指導課).....	54

公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	(会計課).....	55
---------------------	------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第122号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年2月5日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 そごうマート三津屋店・くすりのレデイ東予店
 西条市三津屋東37番地2、37番地4 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社そごうマート
 西条市三芳1232番地
 代表取締役 城戸 和秀
 株式会社レデイ薬局
 松山市南江戸四丁目3番37号
 代表取締役 三橋 信也
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社そごうマート
 西条市三芳1232番地
 代表取締役 城戸 和秀
 株式会社レデイ薬局
 松山市南江戸四丁目3番37号
 代表取締役 三橋 信也
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成28年9月23日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,285平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 ア 駐車場の収容台数
 84台
 イ 駐輪場の収容台数
 60台
 ウ 荷さばき施設の面積
 126.5平方メートル
 エ 廃棄物等の保管施設の容量
 35.85立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分から午後10時30分まで
 ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 4箇所
 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
 平成28年1月22日
- 3 意見書の提出
 この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
 なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第123号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月5日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

松山市堀江町番外2の1、番外2の2、番外4、番外221の2、番外221の4から番外221の6まで、甲865の1、甲865の13から甲865の18まで、甲865の22、甲865の25、甲866の1、甲866の8、甲866の31から甲866の47まで、甲2084の1、甲2085の1、甲2085の3、甲2085の10、甲2085の12、甲2085の14、甲2085の15

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第124号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月5日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

南宇和郡愛南町僧都10の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第125号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づく埋立ての承認の出願があった。

法第42条第3項において準用する法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び西条市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年2月5日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

香川県高松市サンポート3番33号

代表者 国土交通省四国地方整備局長 石橋 良啓

香川県高松市番町4丁目15番18号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県西条市今在家1507番及び1438番に接する無番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち、の地点から、の地点までを順次に結んだ線、の地点と、の地点を結ぶ昭和45年7月18日付け愛媛県指令港第151号で竣工認可された埋立地と公有水面の境界線（D.L.+3.72メートルにより決定）及び、の地点との地点を結ぶ平成27年の秋分の満潮位（D.L.+3.44メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（愛媛県西条市氷見字大黒新田戊95番地の国土地理院蛭子四等三角点）は、北緯33度55分15秒0799、東経133度07分33秒2857の地点

の地点は、基点から真北321度29分24秒1.08343メートルの点

の地点は、の地点から真北264度36分11秒80.46メートルの地点

の地点は、の地点から真北354度36分11秒2.12メートルの地点

の地点は、の地点から真北264度36分11秒3.88メートルの地点

の地点は、の地点から真北354度36分11秒49.90メートルの地点

の地点は、の地点から真北84度36分11秒40.10メートルの地点

の地点は、の地点から真北354度36分11秒220.10メートルの地点

の地点は、の地点から真北84度36分11秒15.17メートルの地点

の地点は、の地点から真北162度46分57秒142.78メートルの地点

ウ 面積

9,943.39平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西条市今在家1507番、1438番、1241番3、1241番4、1458番1、1364番2、1364番3、1459番1、1365番5、1365番4、1365番2、1370番2、1500番5、1502番及び1438番に接する無番地の地内並びに1507番、1502番及び1438番に接する無番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち、⑦の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県西条市氷見字大黒新田戊95番地の国土地理院蛭子四等三角点）は、北緯33度55分15秒0799、東経133度07分33秒2857の地点

⑦の地点は、基点から真北317度15分50秒955.39メートルの地点

⑧の地点は、⑦の地点から真北264度36分11秒246.74メートルの地点

㊦の地点は、㊥の地点から真北354度36分11秒570.00メートルの地点

㊧の地点は、㊦の地点から真北84度36分11秒219.30メートルの地点

㊨の地点は、㊧の地点から真北174度36分11秒124.00メートルの地点

㊩の地点は、㊨の地点から真北84度36分11秒39.08メートルの地点

㊪の地点は、㊩の地点から真北174度38分22秒164.72メートルの地点

㊫の地点は、㊪の地点から真北197度31分49秒31.46メートルの地点

ウ 面積

139,213.06平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願年月日

平成28年 1月22日

○愛媛県告示第126号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、新居浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成28年 2月 5日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

新居浜市

新居浜市一宮町一丁目5番1号

代表者 新居浜市長 石川 勝行

新居浜市東田二丁目甲1616番地の1

2 埋立区域

(1) 位置

新居浜市惣開町乙1番23から同市惣開町乙31番21までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C.D.L.+3.70メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（新居浜市惣開町乙1番26地内の民有護岸に設置された

金属錠）は北緯33度57分52秒、東経133度15分01秒の地点

1点は、基点から真北121度58分05秒430.76メートルの地点

2点は、1点から真北36度23分31秒9.40メートルの地点

3点は、2点から真北2度43分09秒64.90メートルの地点

4点は、3点から真北92度41分16秒3.62メートルの地点

5点は、4点から真北2度41分16秒116.61メートルの地点

6点は、5点から真北316度51分40秒47.57メートルの地点

7点は、6点から真北226度51分40秒3.62メートルの地点

8点は、7点から真北317度06分55秒4.05メートルの地点

9点は、8点から真北2度37分33秒12.08メートルの地点

(3) 面積

42,826.13平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成22年 9月 9日 愛媛県指令22港第41-7号

4 しゅん功認可年月日

平成28年 2月 5日

○愛媛県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 2月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

八幡浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

八幡浜都市計画区域 全域

○愛媛県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 2月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

新居浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

新居浜都市計画区域 全域

○愛媛県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月 5日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第40号 平成28年 1月26日	伊予郡松前町大字南黒田字下屋敷617番4、618番2	伊予郡松前町大字南黒田665番地 佐々木 伸 高

○愛媛県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月 5日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第41号 平成28年 1月26日	伊予郡松前町大字出作字広瀬580番 1、581番 1、582番 1、583番 1	伊予郡松前町大字中川原707 - 3 三 好 悦 男

○愛媛県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月 5日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第42号 平成28年 1月26日	伊予郡松前町大字筒井字南土居716番 1、717番 1、717番 4 及び720番 9	松山市北持田町128番地 5 (有)不動産シスコ 代表取締役 藤 縄 武

○愛媛県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月 5日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第43号 平成28年 1月26日	伊予市下吾川字柳173番 3	伊予市下吾川628番地 3 セントラルヒルズⅠ102号 沖 紀 孝 沖 垂 矢子

○愛媛県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月 5日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第44号 平成28年 1月27日	伊予市下吾川字馬塚1183番 2、1195番 1 及び1195番 1 地先水路	松山市久万ノ台285番 1 愛悠ホーム(株) 代表取締役 塩 梅 清 美

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 2月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入

(2) 購入物品名及び数量

軽油（免税・J I S K 2204 2号）

約469,300リットル

この数量は、過去 1 年間の購入実績に基づく数量であり、平成28年度の納入量を保証するものではない。

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

平成28年 4月 1日 から平成29年 3月31日まで

(5) 納入場所

松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域

(6) 入札方法

ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約単価は、入札書に記載された金額を100で除し、1リットル当たりの単価とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成28年3月22日（火）午前9時から同月23日（水）午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成28年3月23日（水）午後1時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年3月23日（水）午後2時00分

愛媛県庁舎 総務部会議室（入札室） 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

提出期限：平成28年3月16日（水）午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

運用基準7(1)又は(2)の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil (tax exempted , JIS K2204 No . 2) approximately 469 300L
- (2) Time limit of tender: 1:59 p . m . , 23 March 2016
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156